

1 理 由

平成29年10月1日施行の大阪市屋外広告物条例施行規則の一部改正において、別表ア重点届区域（国道2号地区を除く。）に係る基準を定めるにあたり、大阪市景観計画の基準より厳しい基準となってしまう事象が生じることから、大阪市景観計画との整合性を図るため、「市長が支障がないと認めたとき」の具体的内容を定めるものである。

2 内 容

大阪市屋外広告物条例施行規則第3条の2、別表ア重点届出区域（国道2号地区を除く。）に係る基準のうち、第1項第1号イ(ア)及び第1項第2号イ(ア)の但し書きにおいて、「市長が支障がないと認めたとき」とは、次のとおりとする。

設備機器を隠すもの、又は塔屋の高さに揃えるものなど、景観形成に資するものについては緩和（ただし、原則6m以内）することができる。

ただし、景観計画に定める都市計画局との事前協議で設置を認められたものに限り認めるものとする。

3 施行日

平成29年10月1日

1 理 由

平成29年10月1日施行の大阪市屋外広告物条例施行規則の一部改正において、別表ア重点届区域（国道2号地区を除く。）に係る基準を定めるにあたり、大阪市景観計画の基準より厳しい基準となってしまう事象が生じることから、大阪市景観計画との整合性を図るため、「市長が支障がないと認めたとき」の具体的内容を定めるものである。

2 内 容

大阪市屋外広告物条例施行規則第3条の2、別表ア重点届出区域（国道2号地区を除く。）に係る基準のうち、第1項第1号ア(エ)、第1項第1号イ(カ)、第1項第2号ア(エ)、第1項第2号イ(カ)、第2項第6号、第3項第1号エ、第3項第2号エ、第4項第1号エ、第4項第2号エの但し書きにおいて、「市長が支障がないと認めたとき」とは、次のとおりとする。

可変表示式屋外広告物（デジタルサイネージ）については、景観計画に定める都市計画局との事前協議で設置を認められたものに限り認めるものとする。

3 施行日

平成29年10月1日